

トップアスリート等を活用した魅力発信事業実施要項

1 事業目的

トップアスリート等が参加する競技普及イベントやトップレベルのチームや選手が参加する大会など、子どもたちが競技を始めるきっかけや、ジュニア選手の意識啓発につながる魅力発信の取組により、競技の裾野を拡大し、中・長期的な競技力の向上を図る。

2 実施主体

実施主体は、競技団体とする。

3 補助対象事業及び補助基準額

補助対象事業	補助基準額
① 県内の小・中学生と有名トップアスリートとの交流等、競技の裾野拡大につながる競技普及イベント ※ 営利目的のイベントは対象外	以下に基づき、県スポ協会長が認める額。 ア 競技普及イベントは 800,000 円/回以内とする。
② 県内の小・中学生の観覧や参加アスリートとの交流等、競技の裾野拡大につながる全国トップレベルのチームや選手が参加する大会 ※ 営利目的のイベントは対象外	イ 全国トップレベルの大会は 400,000 円/回以内とする。 ウ その他、県スポ協会長が認める経費を加算。

※ 費目・項目ごとの補助対象経費・基準対象額(限度額)は、別表のとおり

【参考】

- ① 競技普及イベントに招へいする有名トップアスリートは、オリンピック等世界大会上位(3位以上)入賞者、海外のリーグ等で活躍する選手、本県ゆかりの日本代表選手、その他県スポ協会長が認める者とする。
- ② 大会に参加する全国トップレベルのチームや選手は、国内主要大会上位(3位以上)入賞者、海外のリーグ等で活躍する選手、その他県スポ協会長が認める者、及びそれらの者が所属するチームとする。

4 費用

県スポ協は、競技団体が実施する事業に対して、予算の範囲内において補助する。

5 事業計画書及び実績報告書等の提出

競技団体は、県スポ協会長の定めるところにより、事業計画書及び実績報告書を提出するものとし、様式は別に定める。

なお、実績報告書に添付する領収書等は、別記2「支出を証明する書類について」による。

6 その他

競技団体は、この実施要項によりがたい場合は、事前に県スポ協に協議すること。

別表

トッパスリート等を活用した魅力発信事業 補助対象経費・基準対象額(限度額)一覧

費目	項目	補助対象経費	基準対象額(限度額)
報償費	報償費	1 謝金 ▶ イベントのゲストアスリート	[ゲストアスリート]800,000 円/ 回以内の実費
旅費	補助対象：イベントのゲストアスリート、大会に招へいする指導者及び選手		
	運賃	1 交通費(公共交通機関利用)	実費 ※ グリーン車等は対象外
		2 交通費(個人車両使用)	30 円/km
		3 交通費(タクシー利用)	実費
		4 交通費(レンタカー利用)	※ 私事利用分等は対象外
	雑費	5 有料道路通行料	実費
		6 駐車場代	
	宿泊費	7 宿泊費	別記1「都道府県別宿泊費基準額 について」の基準額以内の実費
		8 宿泊手当(宿泊費に含まれない 夕・朝食代等)	2,400 円/泊以内の実支給額 ※ 自宅等への宿泊は対象外 ※ 宿泊費に食事を含む場合は 実支給額を以下のとおり調整 [1食付]1,600 円/泊以内 [2食付]800 円/泊以内
需用費	消耗品費	1 競技・練習用具購入費 ▶ ボール等(30,000 円/式未満) ※ 個人への支給は対象外	実費 ※ 消耗品費の合計は、原則、 事業総額の1/3以内
		2 救急用品購入費 ▶ テーピング、アイシング等	
		3 飲料品購入費 ▶ ミネラルウォーター、スポーツ ドリンク等(熱中症対策)	
	印刷費	4 資料作成費 ▶ 用紙、コピー等	実費
		5 広報物作成費 ▶ チラシ、ポスター等	
	修理代	6 競技・練習用具修理代 ▶ 台帳登記済備品	
役務費	運搬費	1 競技・練習用具輸送費	実費
	保険料	2 スポーツ保険掛金 ▶ 招へいする指導者及び選手	
		3 イベント保険掛金	
委託料	委託料	1 広報関係委託料 ▶ 広報用HP作成等	実費
使用料 及び賃 借料	使用料	1 会場使用料	実費
	賃借料	2 競技・練習用具借上料	
備品購 入費	備品費	1 競技・練習用具購入費 ▶ 県スポ協会長が認める備品等 (30,000 円/式以上)	実費
その他	その他	1 県スポ協会長が認める経費 (要事前承認)	県スポ協会長が認める額

注) 事業計画において、対象者や旅行の手段が特定できない場合の県内旅費は、平均単価として1日3,300 円で計算して差し支えない。